

岡山市津波ハザードマップ更新業務委託  
仕様書（案）

岡山市危機管理室

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、「岡山市津波ハザードマップ更新業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

### 第2条（目的）

本業務は、既存の岡山市津波ハザードマップについて、発災時の避難行動や災害情報の入手方法等で構成する情報・学習面を新たに追加するとともに、地図面の縮尺や表示する情報を分かりやすく刷新することによって、今以上に市民にハザードマップを活用してもらい市民の防災・減災活動に役立てることを目的として、岡山市津波ハザードマップの更新を行うものである。

### 第3条（履行範囲）

本業務の対象範囲は、以下のとおりとする。

対象範囲：岡山市沿岸部全域

### 第4条（定義）

本仕様書において、「発注者」とは、委託者である岡山市をいい、「受注者」とは、受託者をいい、担当職員とは、「発注者」が指定する本業務の岡山市担当職員をいうものとする。

### 第5条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 河川法
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 岡山県地域防災計画
- (6) 岡山市地域防災計画
- (7) 岡山市 各種ハザードマップ
- (8) 水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月 国土交通省水管理・国土保全局）
- (9) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）  
（平成17年7月 国土交通省河川局砂防部砂防計画課）
- (10) 避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月 内閣府）
- (11) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月 内閣府）
- (12) 新たなステージに対応した防災・減災のあり方（平成27年1月 国土交通省）
- (13) まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（平成18年7月 国土交通省河川局）
- (14) 岡山市契約規則
- (15) その他関連法令及びガイドライン

### 第6条（疑義）

本仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

## 第7条（提出書類）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- （1）業務計画書
- （2）業務着手届
- （3）工程表
- （4）業務責任者届
- （5）その他発注者が必要と認める書類

## 第8条（管理技術者）

管理技術者は、当該業務の技術上の管理、成果品の品質確保および地理空間情報のコンサルティングを行うものとし、過去10年間に地方自治体が発注した津波を主としたハザードマップ作成業務の完了実績を有し、以下の資格のいずれかを有するものとする。

- （1）技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）
- （2）RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）

## 第9条（照査技術者）

照査技術者は、専門的な見識を有した品質管理を行う者とし、過去10年間に地方自治体が発注した津波を主としたハザードマップ作成業務の完了実績を有し、以下の資格のいずれかを有するものとする。

- （1）技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）
- （2）RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）

## 第10条（貸与資料）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は必ず借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

また、作業期間中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却を行うものとする。

## 第11条（作業経過の報告）

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。なお、打合せ事項については、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

## 第12条（損害の賠償）

本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

## 第13条（個人情報及び守秘義務）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、発注者の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

#### 第 14 条（打合せ協議）

業務の実施にあたっては、受注者と担当職員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。なお、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとし、発注者の行う指示についても同様とする。

#### 第 15 条（委託内容の変更等）

発注者は、受注者と協議し、必要があると認めるときは、委託内容を変更することができる。

#### 第 16 条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

#### 第 17 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

#### 第 18 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

## 第 2 章 業務内容

#### 第 19 条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| （1）計画準備           | 1 式 |
| （2）資料収集整理         | 1 式 |
| （3）災害情報の整理        | 1 式 |
| （4）避難情報の整理        | 1 式 |
| （5）記載事項の検討        | 1 式 |
| （6）ハザードマップ原案作成    | 1 式 |
| （7）ホームページ公開用データ作成 | 1 式 |
| （8）報告書作成          | 1 式 |
| （9）打合せ協議          | 4 回 |

### 第3章 津波ハザードマップ作成

#### 第20条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方针及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

#### 第21条（資料収集整理）

津波ハザードマップ作成にあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる下記の資料を収集、整理するものとする。

- (1) 岡山市都市計画図（白地図レベル2,500、レベル10,000、DMデータおよびGISデータ等）
- (2) 国土地理院基盤地図情報（数値地形モデルデータ）
- (3) 浸水想定区域図データ（岡山県）
- (4) 浸水実績図または浸水実績に関する資料（広報、被災写真等）
- (5) 液状化危険度分布図（岡山県）
- (6) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域データ（岡山県）
- (7) 避難所、避難場所および防災関連施設に関する資料
- (8) 災害時要配慮者施設情報（住所、名称）
- (9) 地区界、学区区界に関する資料
- (10) 住民への周知が必要と思われる危険箇所（アンダーパス、地下道等）資料
- (11) 岡山市地域防災計画
- (12) その他ハザードマップに記載すべき情報

#### 第22条（災害情報の整理）

岡山県が公開する津波浸水想定区域図、液状化危険度分布図及び土砂災害警戒区域等、各種災害情報に基づき、津波ハザードマップに表示する津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等をGISデータとして整理するものとする。

#### 第23条（避難情報の整理）

災害時に適切な避難を実施するための基礎資料として、浸水が予測される区域について、以下に示す避難情報を整理するものとする。

避難情報を整理するにあたっては、本業務にて収集した各種防災情報のGISデータとして整理し、整理した情報については、地図を活用したビジュアル的にわかりやすい表現により、基礎資料として整理する。

- (1) 避難場所の整理  
津波による被害の特性、施設の安全性等を踏まえ、災害時に利用可能な避難所の選定を行う。
- (2) 避難時の危険箇所の整理  
浸水エリア、浸水実績、土砂災害の位置、アンダーパス等、収集整理した資料もとに、危険箇所を整理する。
- (3) 災害時要配慮者施設の状況把握  
災害発生時、身体障害者、高齢者等は自力で避難が困難と考えるため、津波浸水想定区域ならびに土砂災害の影響を受ける可能性があるエリアにある施設の状況等を把握する。  
なお、津波ハザードマップへの記載については、担当職員との協議により決定するものとする。

## 第 24 条（記載事項の検討）

災害時に住民が円滑かつ迅速な避難が行える情報の提供を図るハザードマップとするため、必要と考えられる記載事項については、「水害ハザードマップ作成の手引き（平成 28 年 4 月）国土交通省水管理・国土保全局」の内容及び最新の手引き等を遵守するものとする。ただし、これらの手引きの内容に変更があった場合には、変更内容を遵守するものとする。

情報・学習編においては、今後、小・中学校等で行われる防災学習等で活用されることも考慮するとともに、避難行動をわかりやすく記載するものとする。

そのため、以下の事項については、受注者における津波ハザードマップ作成に関する業務経験に基づき、有効な作成方針を提案し、マップの品質向上を図るものとする。

- (1) 岡山市が開設する避難場所に関する表示手法
- (2) 災害種別ごとの避難場所に関する表示手法
- (3) 垂直避難に関する表示手法
- (4) 非常持出品に関する表示手法
- (5) 避難情報の入手方法に関する表示手法
- (6) 避難行動に関する表示手法
- (7) 家庭内ルールを記載するメモ欄に関する表示手法
- (8) ハザードマップ作成に関するレイアウト構成
- (9) ハザードマップに記載する浸水深等の色調
- (10) 背景図、記載内容に関する情報の表示手法(凡例、色調)
- (11) 最新事例に基づく情報面の紙面構成
- (12) 要配慮者利用施設に関する表示手法
- (13) 過去の浸水実績に関する表示手法
- (14) その他岡山市が指示するもの

なお、液状化危険度分布については、情報面の一部にそれらに関する記載を検討するものとする。

## 第 25 条（ハザードマップ原案作成）

前条までの各種検討結果に基づき、記載事項や表現方法の最終方針を確定し、ハザードマップ原案データを作成するものとする。

なお、ハザードマップ作成にあたっては、防災情報の伝達・啓発・実践を目的として、国等が示す最新の情報や動向に基づき、住民の「防災力」向上に寄与するものとして有効活用されるよう、地域住民にとってわかりやすいハザードマップの構成および内容等を提案するものとする。

また、ハザードマップに記載する避難所等の表示は、JIS や ISO において規格化された防災に関するピクトグラム（図記号）の採用を検討するものとする。

マップ原案は、縮尺:1/10,000～20,000 程度を想定し、A1 版、原案:8 枚、両面印刷とし、データ形式は、イラストレータ(Ai 形式)にて作成するものとする。

なお、原案の図郭については、岡山市洪水・土砂災害ハザードマップ更新業務委託（令和元年度発注）にて作成予定の図郭を準拠するものとする。

## 図郭一覧（案）

区名	No	地区名
中区	1	中区
東区	2	西大寺（旧上道郡）
	3	西大寺（旧邑久郡）
南区	4	藤田（R30 以東）・芳田・旧岡山市
	5	藤田（R30 以西）・興除・妹尾・福田 ※北区の津波浸水想定区域（御南・西）を含めること
	6	灘崎
	7	児島（甲浦・小串）
岡山市 全域	8	※縮尺については、岡山市洪水・土砂災害ハザードマップ更新業務委託（令和元年度発注）にて作成予定の図郭を準拠すること。

### 第 26 条（ホームページ公開用データ作成）

ハザードマップ原案に基づき、岡山市ホームページ等での公開用データとして、電子データ（PDF、JPG、shape、GIS 形式等）を作成するものとする。データ形式・容量等については、担当職員との協議により決定するものとする。

なお、岡山市ホームページにおける岡山市地図情報に掲載するデータとしては、地盤高（T.P.m）、浸水深（T.P.m）、浸水位（T.P.m）を表示できるよう、shape 形式にて作成するものとする。

### 第 27 条（報告書作成）

本業務による「資料収集整理」から「ハザードマップ原案作成」までの内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとする。

また、それらの内容を電子データとしてとりまとめ、CD-R 等の電子媒体を作成するものとする。

### 第 28 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時（2 回）、成果納品時の計 4 回を行うものとし、業務着手時及び成果納品時には管理技術者が立ち会うものとする。

## 第4章 成果品

### 第29条 (成果品)

本業務で納入すべき成果品は、以下のとおりとする。なお、電子成果品の提出にあたっては、ウィルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 業務報告書 (A4版チューブファイル)     | 1部 |
| (2) 電子データ (CD-R)            | 1式 |
| ①印刷用データ (Ai形式)              |    |
| ②ホームページ公開用データ (PDF形式)       |    |
| ③GISデータ (shape形式)           |    |
| (3) 打合せ記録簿                  | 1式 |
| (4) その他発注者と受注者との協議により決定したもの | 1式 |